



一 関 市 水道水源保護条例のあらまし

きれいな水源は
おいしい水道水をつくる
市民みんなの財産

一関市上下水道部

清らかな水道水源を将来に引き継ぐために！

水道は、私たちの日常生活を支える最も不可欠なものであり、特に安全で安定した供給が求められています。

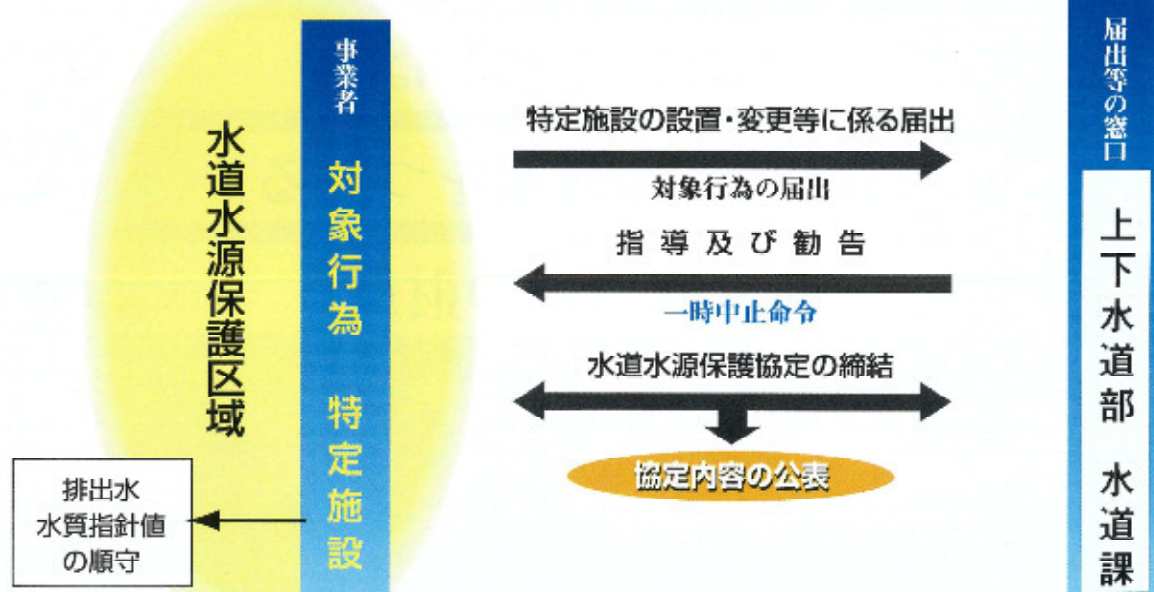
しかし、最近の都市化の進展など社会環境の変化に伴い、水道水源に及ぼす影響が懸念されるような状況も生じてきており、今後とも安全で良質な水源をみんなで守っていく必要があります。

市では、水道水源の保全を図り市民の生活と健康を守ることを目的に「一関市水道水源保護条例」を制定いたしました。

この条例は「水道水源保護区域」を設定しその区域内での事業活動や施設からの排出の水質指針値等を定め、事業者からの届出により、市と「水道水源保護協定」を結び協定を守っていただく事で清らかな水道水源を将来に引き継いでいこうとするものです。

条例の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたしますと共に、このたび水道水源保護区域として指定しなかった区域についてもみなさんと共に大切に守っていきましょう！

条例のあらまし



1. 水道水源保護区域



①脇田郷区域

磐井川表流水を取水しております。

この取水口の上流部を保護すべき区域として指定しました。「特定施設」を設置しようとする場合等に届出が必要です。

②前堀区域

地下水を取水しております。東北本線から東側を保護すべき区域として指定しました。「特定施設」を設置する場合等に届出が必要です。

なお、水源に近い東北新幹線より東側は、併せて「対象行為」の届出が必要となります。

水道水源保護区域図(前堀区域)



【届出の区域】

水道水源保護区域		届出
脇田郷区域	磐井川表流水の水源保護	特定施設
前堀区域	前堀地下水の水源保護	特定施設・対象行為

2.届出が必要な事業活動

水道水源保護区域において特定施設の設置又は対象行為などを行う事業者は、工事着手前に市へ届け出なければなりません。

①特定施設とは、水源の水質汚濁の原因となる物質に汚染された水を排出するおそれがある施設で下記に記載する業種に供する施設をいいます。

【特定施設一覧表】

業 種	施 設
畜 産 農 業	(1)豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (2)牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (3)馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
鉱 業	(1)選鉱施設 (2)坑水中和沈澱施設 (3)掘削用の泥水分離施設
採石業及び砂利採取業	(1)水洗式破碎施設(採石業に限る。) (2)水洗式分別施設 (3)沈澱池、沈砂池又は調整池
飲 食 業	(1)飲食店(次号及び第3号に掲げるものを除く。)に設置される厨房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (2)そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置される厨房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (3)料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置される厨房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
クリーニング業	洗浄施設
危険物の貯蔵、販売又は処理業	消防法11条第1項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可を受けた製造所等
旅館業	(1)厨房施設 (2)洗濯施設 (3)入浴施設
リゾート関連事業	(1)ホールの数9以上のゴルフコース (2)敷地の形状変更で開発面積が10,000平方メートルを超える開発(都市計画区域内では3,000平方メートルを超える開発。)
産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、次に掲げるもの (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く)をいう)が設置するもの (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号まで及び第14号ハに掲げる施設

②対象行為とは、地下水源の水質を汚濁するおそれがある行為又は地下水源の水量への影響をおよぼすおそれがある行為で下記に記載する内容のものをいいます。

【対象行為一覧表】

行 為	内 容
宅 地 造 成	・開発面積が3,000平方メートルを超えるもの ・宅地造成工事で地盤改良工事を伴う工事を行うもの
さ く 井	・新設井戸で日量1立方メートルを超える揚水を行うもの
地下工作物の築造 地下室の築造 特殊基礎工	・杭打工事において1日当たりの杭打本数が5本を超えるもの又は杭の総本数が20本を超える杭打工事を行うもの ・基礎工事で地盤改良を伴う工事を行うもの ・地下室を有する建築物で地下室面積が100平方メートルを超える建築物の築造を行うもの ・地下水を遮断する工作物の築造を行うもの

3.水質指針値の順守

水質指針値は、特定施設から排出される排出水の汚染状態を表す数値で、水道水源保護区域内において水道水源の良好な水質を保持するため、金属類や一般有機化学物質等139項目を規則で定めております。

【水質指針値一覧表】

No	分類	有害物質等の種類	指針値	No	分類	有害物質等の種類	指針値
1	金 属 類	カドミウム及びその化合物	0.08mg/l以下	55	農 薬 類	E P N	0.048mg/l以下
2		水銀及びその化合物	0.004mg/l以下	56		ベンタゾン	1.6mg/l以下
3		セレン及びその化合物	0.08mg/l以下	57		カルボフラン(カルボスルファン(代)物)	0.04mg/l以下
4		鉛及びその化合物	0.06mg/l以下	58		2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.24mg/l以下
5		ヒ素及びその化合物	0.06mg/l以下	59		トリクロビル	0.048mg/l以下
6		六価クロム化合物	0.4mg/l以下	60		アセフェート	0.04mg/l以下
7		亜鉛及びその化合物	4mg/l以下	61		イソフェンホス	0.008mg/l以下
8		銅及びその化合物	2.4mg/l以下	62		クロルピリホス	0.24mg/l以下
9		アンチモン及びその化合物	0.12mg/l以下	63		トリクロホン(DEP)	0.24mg/l以下
10		ウラン及びその化合物	0.016mg/l以下	64		ピリダフェンチオン	0.016mg/l以下
11		ニッケル及びその化合物	0.08mg/l以下	65		イプロジオン	2.4mg/l以下
12	一 般 有 機 化 学 物 質	四塩化炭素	0.016mg/l以下	66	農 薬 類	エトリジアゾール(ニコメゾール)	0.032mg/l以下
13		1,4-ジオキサン	0.4mg/l以下	67		オキシメチル(有機銅)	0.32mg/l以下
14		1,1-ジクロロエチレン	0.16mg/l以下	68		キャプタン	2.4mg/l以下
15		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.32mg/l以下	69		クロロネブ	0.4mg/l以下
16		ジクロロメタン	0.16mg/l以下	70		トリクロホスメチル	1.6mg/l以下
17		テトラクロロエチレン	0.08mg/l以下	71		フルトラニル	1.6mg/l以下
18		トリクロロエチレン	0.24mg/l以下	72		ベンシクロン	0.32mg/l以下
19		ベンゼン	0.08mg/l以下	73		メタラキシル	0.4mg/l以下
20		陰イオン界面活性剤	1.6mg/l以下	74		メブロンル	0.8mg/l以下
21		非イオン界面活性剤	0.16mg/l以下	75		アシュラム	1.6mg/l以下
22		フェノール類	0.04mg/l以下	76		ジチオビル	0.004mg/l以下
23	無 機 物 質	1,2-ジクロロエタン	0.032mg/l以下	77	農 薬 類	ナプロバミド	0.24mg/l以下
24		トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.32mg/l以下	78		ピリダチカルブ	0.16mg/l以下
25		1,1,2-トリクロロエタン	0.048mg/l以下	79		ブタミホス	0.08mg/l以下
26		トルエン	1.6mg/l以下	80		ペンシロド(SAP)	0.8mg/l以下
27		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.8mg/l以下	81		ベンフルラリン(ベスロジン)	0.64mg/l以下
28		1,1,1-トリクロロエタン	2.4mg/l以下	82		ペンディメタリン	0.8mg/l以下
29		メチル-1-プロピルエーテル	0.16mg/l以下	83		メロプロップ(MCPP)	0.04mg/l以下
30		アルキル水銀	※ 検出されないこと	84		メチルダイムロン	0.24mg/l以下
31		P C B	※ 検出されないこと	85		アラクロール	0.08mg/l以下
32		シアン化合物	0.08mg/l以下	86	農 薬 類	カルバリル(KAC)	0.4mg/l以下
33		硝酸亜硝酸及び亜硝酸亜硝酸	80mg/l以下	87		エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.048mg/l以下
34		フッ素及びその化合物	6.4mg/l以下	88		ピロキロン	0.32mg/l以下
35		ホウ素及びその化合物	8mg/l以下	89		フサライド	0.8mg/l以下
36		亜硫酸亜硫酸(硫酸亜硫酸と同一検出された場合を除く)	0.4mg/l以下	90		メフェナセツ	0.072mg/l以下
37	そ の 他	P H 値	※ 5.8以上8.0以下	91		ブレナクロール	0.32mg/l以下
38		生物化学的酸素要求量	120mg/l以下	92		イソプロカリブ(MIPC)	0.08mg/l以下
39		浮遊物質量	160mg/l以下	93		チオファネートメチル	2.4mg/l以下
40		ホルマリン抽出物質含有量(抽出液)	4mg/l以下	94		テニクロール	1.6mg/l以下
41		ホルマリン抽出物質含有量(抽出液)	24mg/l以下	95		メチルチオン(DMTT)	0.032mg/l以下
42	農 薬 類	チウラム	0.048mg/l以下	96	農 薬 類	カルプロバミド	0.32mg/l以下
43		シマジン(CAT)	0.024mg/l以下	97		プロモバチド	0.32mg/l以下
44		チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.16mg/l以下	98		モリネート	0.04mg/l以下
45		1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.016mg/l以下	99		プロシミドン	0.72mg/l以下
46		イソキサチオン	0.064mg/l以下	100		アエロホス	0.024mg/l以下
47		ダイアジノン	0.04mg/l以下	101		アトラジン	0.08mg/l以下
48		フェニトロチオン(MEP)	0.024mg/l以下	102		グラボン(DPA)	0.64mg/l以下
49		イソプロチオラン(IPT)	0.32mg/l以下	103		ジクロロニル(DBN)	0.08mg/l以下
50		クロロクロニル(TPN)	0.4mg/l以下	104		ジメエート	0.4mg/l以下
51		プロピザミド	0.4mg/l以下	105		ジクワット	0.04mg/l以下
52		ジクロロホス(DEVP)	0.08mg/l以下	106		ジウロン(DCMU)	0.16mg/l以下
53	農 薬 類	フェノプロカルブ(BPMC)	0.24mg/l以下	107	農 薬 類	エンドスルファリン(エンドスルファリン, ベンジエジン)	0.08mg/l以下
54		イプロベンホス(IEP)	0.08mg/l以下	108		ニトフェンプロックス	0.64mg/l以下

109	農	フェンチオン(M.P.P)	0.08mg/l以下	125	農	トリシクロゾール	0.64mg/l以下
110		グリホサート	16mg/l以下	126		ビペロホス	0.0072mg/l以下
111		マラソン(マラチオン)	0.4mg/l以下	127		ジメタメリン	0.16mg/l以下
112		メソミル	0.24mg/l以下	128		アゾキシストロピン	4 mg/l以下
113		ベノミル	0.16mg/l以下	129		イミノクダジン酢酸塩	0.048mg/l以下
114		ベンフラカルブ	0.32mg/l以下	130		ホセチル	16mg/l以下
115		シメトリン	0.24mg/l以下	131		ポリカーバメート	0.24mg/l以下
116	薬	ジメピペレート	0.024mg/l以下	132	薬	ハロスルフロメチル	2.4mg/l以下
117		フェントエート(P.A.P)	0.032mg/l以下	133		フラザスルフロン	0.24mg/l以下
118		アブロフェジン	0.16mg/l以下	134		チオジカルブ	0.64mg/l以下
119		エチルチオメトン(ジスロホトン)	0.032mg/l以下	135		プロピコナゾール	0.4mg/l以下
120		プロベナゾール	0.4mg/l以下	136		シデュロン	2.4mg/l以下
121	類	エスプロカルブ	0.08mg/l以下	137	類	ピリプロキシフェン	1.6mg/l以下
122		ダイムロン	6.4mg/l以下	138		トリフルラリン	0.48mg/l以下
123		ビフェノックス	1.6mg/l以下	139		カフェンストロール	0.064mg/l以下
124		ペンシルフロメチル	3.2mg/l以下				

○指針値は、※印を除き1リットルにつきの数値です。

4. 特定施設の設置又は対象行為の届出

特定事業者は、特定施設を設置し、若しくは対象行為を行い、又はその構造若しくは設備を変更しようとするときは、これらの行為に係る工事に着手する60日前までに、「特定施設設置届」「対象行為届」により届出をしなければなりません。

(1) 特定施設に係る届出事項

- ア 特定施設の名称及び所在地
- イ 特定施設の業種
- ウ 特定施設の構造
- エ 特定施設の使用の方法
- オ 排出水の処理の方法並びに予想される排出水の量及び汚染状態
- カ 排出水に係る用水及び排水の系統

(注意) 届け出る特定施設が、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設であるときは、同法第5条の設置の届出書の写しの添付によりこの届出の記載に代えることができます。

(2) 対象行為に係る届出事項

- ア 対象行為の名称及び所在地
- イ 対象行為の内容
- ウ 対象行為の構造
- エ 対象行為の工法
- オ 排出水の処理の方法並びに予想される排出水の量及び汚染状態
- カ 排出水に係る用水及び排水の系統
- キ 工事の期間

(注意) 関係する図書の添付によりこの届出の記載に代えることができます。

(3) 施設変更等で届出を必要とする事項

- ① 特定施設に係る事業の規模を拡大し、又は縮小する構造又は設備の変更であって、当該事業に係る許可、認可等の変更を要するとき
- ② 特定施設の増築又は大規模の修繕若しくは模様替で建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による建築主事の確認を必要とするとき
- ③ 特定施設の業種、構造、使用の方法又は排出水の汚染状態若しくは排水系統を変更するとき

5. 協定の締結と内容の公表

特定事業者の方は、設置等の協議が整った後に、将来にわたる水道水源の保護を図るために市と、水道水源保護協定を締結していただき、その旨を公表いたします。

6. 地位の承継

水道水源保護協定に基づく次に掲げる地位の承継等があったときは、地位を承継した者が当該承継した日の翌日から起算して30日以内に「水道水源保護協定地位承継届」により届出しなければなりません。

7. 指導・勧告と氏名等の公表

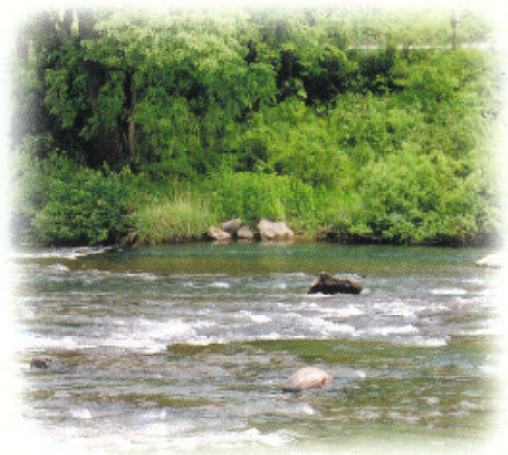
水道水源保護協定の内容に違反したり、特定施設からの排水や対象行為により水道水源を汚染するおそれがあるとき又は水量への影響があると認められるときは、必要な是正処置を講ずるよう指導、勧告いたします。

さらに、指導、勧告に従わないときは、一時中止命令や特定事業者の名称及び代表者氏名、所在地等を公表することになります。

8. 水道水源保護にご協力を！

良好な水道水源は将来に残さなくてはならない貴重な資源であるとともに、現在良好な水質・水量を市民の皆様と事業者の皆様、そして市がそれぞれの立場で守っていく必要があります。

この条例の趣旨をご理解いただき、水道水源の保護にご協力をお願いします。



**水道水源保護条例に関するお問い合わせ先は、
一関市上下水道部 水道課**

〒021-0902 一関市萩荘字脇田郷37（脇田郷浄水場内）

電 話 0191-21-2111（8570・8571）

FAX 0191-26-0181